

計算書類に対する注記(作業所用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 - 償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却資産 - 定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引 - 定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース期間定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する大分県社会福祉協議会の退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
 - 職員に対して翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構社会福祉従事者共済制度
- ・大分県社会福祉協議会退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 作業所「なかしま」拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))及び 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,456,000	0	0	20,456,000
建物	65,918,292	0	1,804,108	64,114,184
合 計	86,374,292	0	1,804,108	84,570,184

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産) 20,456,000円

建物(基本財産) 64,114,184円

計 84,570,184円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内を含む) 10,089,000円

計 10,089,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	82,004,922	17,890,738	64,114,184
構築物	2,241,714	1,920,253	321,461
車輛運搬具	5,563,410	5,563,406	4
器具及び備品	2,106,675	1,533,721	572,954
有形リース資産	907,200	907,200	0
ソフトウェア	682,550	552,310	130,240
合 計	93,506,471	28,367,628	65,138,843

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし